

記入例

【出生】

共済被扶養者申告書（扶養認定）

◆扶養申立書を必ず添付してください。
（申告の理由が出生の場合を除く。）

記号 〇〇〇	番号 〇〇〇〇	所属所名 〇〇市	組合員氏名 共済 太郎
-----------	------------	-------------	----------------

被扶養者氏名 カナ キョウサイ ジロウ <small>（左づめで、姓と名の間は1文字あけて記入してください。）</small>	生年月日				性別 1	続柄 コード 32	続柄 二男
	元号 5	年 〇〇	月 〇〇	日 〇〇			
漢字 共済 二郎							

◆【P1-73】共済被扶養者申告書続柄コード表参照

基礎年金番号【配偶者のみ】	個人番号（マイナンバー）【認定対象者】	1:男 2:女 3:昭和 4:平成 5:令和
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	

認定(事由・年月日)	取消予定年月日	家族種別
事由 元号 年 月 日	元号 年 月 日	

記入がない場合は、認定後に申告書を返送しますので、付番後に記入し送付してください。

給与事務担当者記入欄
扶養手当の有無 有・無
支給が無の場合の理由 <input type="checkbox"/> 年齢・続柄要件 <input type="checkbox"/> 特別職 <input type="checkbox"/> 再任用・短期組合員 <input type="checkbox"/> その他()

年間所得推計額	高齢受給者証 該当の有無 有・無

◆組合員との同居・別居にかかわらず、認定対象者の住民票上の住所を記入してください。
（組合員と異なる場合、実態が同居でも仕送りが必要になります。）

被扶養者の住民票上の住所	
居住所は組合員と同じである	郵便番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇
同じ・異なる	フリガナ 〇〇ケン 〇〇シ 〇〇チヨウ 2-3
住民票は組合員と同じである	〇〇県 〇〇市 〇〇町 2丁目3番
同じ・異なる	アパート名等 方書

配偶者が組合員の被扶養者でない場合、「組合員の源泉徴収票」に併せて次の必要書類を提出ください。
◆配偶者に給与収入がある場合・源泉徴収票
◆配偶者に事業収入がある場合・確定申告書及び収支内訳書等一式の写し
◆配偶者に年金収入がある場合・年金証書及び直近の年金支払通知書の写し
【P1-51】3(1)夫婦共同扶養参照
※夫婦双方が愛知県市町村職員共済組合の組合員である場合は、夫婦間の収入比較を行いませんので、夫婦間の収入比較の添付書類は必要ありません。
該当する場合は、備考欄に配偶者の記号番号を記入してください。

<input type="checkbox"/> 資格確認書発行希望
発行理由 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード未取得 <input type="checkbox"/> マイナ保険証未連携 <input type="checkbox"/> その他()

書類は本申告書と同時提出が原則ですが、正当な理由があつて同時できない場合は、備考欄に理由及び提出予定日を記入してください。

<input type="checkbox"/> 組合員の資格取得 <input type="checkbox"/> 収入の減少(雇用形態の変更等) <input type="checkbox"/> 養子縁組 <input checked="" type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 扶養の付け替え(理由) <input type="checkbox"/> その他() (事由発生 令和〇〇年〇〇月〇〇日)	<input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 退職による無収入 <input type="checkbox"/> 失業保険の受給満了 していることを確認し、レ点を記入してください。(共済事務担当者記入) 組合員了承済 ・事由発生日が無い場合(扶養の付け替え等) ・所属所長の証明日が事由発生日から30日以内でない場合 ●(共同扶養)夫婦双方が組合員→配偶者の 記号 番号
--	--

申告者欄 上記のとおり申告します。 愛知県市町村職員共済組合理事長 様 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ◆必ず事由発生日以降の日付を記入ください。 住所 〇〇市〇〇町2丁目3番 申告者 氏名 共済 太郎	所属所証明欄 上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ◆日付の記入漏れが多いため必ず記入ください。 職名 〇〇市長 所属所長 氏名 〇〇〇〇
---	--

注意事項 扶養申立書を必ず添付してください。(申告の理由が出生の場合を除く。)
20歳以上60歳未満(事由発生日時点)の配偶者を申告する場合は、【国民年金第3号被保険者関係係】を添付してください。
「申告者欄」及び「所属所証明欄」の日付は必ず記入してください。また、一度記入したら訂正はできません。
所属所長の証明日が事由発生日から30日以内でない場合は、証明日が認定日となります。
申告の理由によっては事由発生日が認定日とはならず、所属所長が証明した日が認定日となることがあります。
所属所長の証明後は申告書等をすみやかに提出してください。
網掛け部分は記入しないでください。